

改め、平成15年11月1日から適用する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮谷 義子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第18条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

海東鳥獣保護区の項を削る。

鞍岳鳥獣保護区の項中「4 存続期間 平成5年11月1日から平成15年10月31日まで」を「4 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」に改める。

人吉・紅取鳥獣保護区の項中「2 区域 人吉市中神町の県道人吉水俣線と林道萩の迫線との交点を起点とし、同所から同林道に沿って南西へ進み、作業道紅取2号線との交点に至る。同所から同作業道に沿って東へ進み、県有林と民有地の境界との交点に至る。同所から同市道に沿って南西へ進み、市道戸越鹿目線との交点に至る。同所から同市道に沿って南西へ進み、併用林道鹿目線との交点に至る。同所から併用林道に沿って西へ進み、村道井手線との交点に至る。同所から同村道に沿って北東へ進み、農道梅木鶴線との交点に至る。同所から同農道に沿って北へ進み、農免農道大無田線との交点に至る。同所から同農免農道に沿って北東へ進み、球磨川との交点に至る。同所から同川に沿って南東へ進み、県道人吉水俣線との交点に至る。同所から同県道に沿って南東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域」を「2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）」に、「3 面積 975ヘクタール」を「3 面積 641ヘクタール」に、「4 存続期間 平成5年11月1日から平成15年10月31日まで」を「4 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」に改める。

本渡映柑湖鳥獣保護区の項中「4 存続期間 平成5年11月1日から平成15年10月31日まで」を「4 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第1043号

昭和58年10月8日熊本県告示第904号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成15年11月1日から適用する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮谷 義子

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

牛深鳥獣保護区の項中「4 存続期間 平成5年11月1日から平成15年10月31日まで」を「4 存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで」に改める。

熊本県告示第1044号

平成5年10月29日熊本県告示第912号の2（特別保護地区の指定）は廃止する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第1045号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別鳥獣保護地区を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮谷 義子

1 鞍岳特別保護地区

区域 菊池郡旭志村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

面積 90ヘクタール

存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

2 人吉・紅取特別保護地区

区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

面積 11ヘクタール

存続期間 平成15年11月1日から平成25年10月31日まで